

個人情報ファイル簿(単票)

1	機関の名称	町長	
2	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	税務課納税係	
3	管理番号	F-1-3-3-1	
4	個人情報ファイルの名称	収納管理システム	
5	個人情報ファイルの利用目的	納税義務者及び特別徴収義務者の収納状況を管理し、納税勧奨、過誤納金還付のために利用する。	
6	記録項目	別紙のとおり	
7	記録範囲	納税義務者(非課税である者を含む)、相続人代表者、代理申請者	
8	記録情報の収集方法	本人からの申告、相続人代表者からの申告、代理申請者からの申告、特別徴収義務者からの提供	
9	要配慮個人情報(条例要配慮個人情報)が含まれるときは、その旨	含まない	
10	記録情報の経常的提供先	官公庁、地方税共同機構、軽自動車検査協会、金融機関、特別徴収義務者	
11	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 税務課納税係 ----- (所在地) 〒742-1592 山口県熊毛郡田布施町大字下田布施3440番地1	
12	訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
13	個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) ----- 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
14	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	

個人情報ファイル簿(単票)

15	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
16	行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
18	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
19	備 考	<p>本票は、法令の規定により作成する個人情報ファイル簿である</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/>

(別紙)

個人情報ファイル簿(単票) 記録項目

1 識別番号、2 納税管理人区分、3 納税管理人識別番号、4 住所、5 方書、6 郵便番号、7 送付先名称、8 税目、9 賦課年度、10 調定年度、11 通知書番号、12 法定納期限、13 法定納期限等、14 共有者数、15 車両種別、16 標識番号、17 期割数、18 期別、19 期別納期限、20 変更納期限、21 課税課更正日、22 本税調定額、23 延滞金調定額、24 督促手数料調定額、25 税割額、26 均等額、27 期別税額、28 期別延滞金額、29 期別督促手数料、30 本税収入額、31 延滞金収入額、32 督促手数料収入額、33 領収日、34 収入日、35 納付区分、36 延滞金除算期間開始日、37 延滞金除算期間終了日、38 低率日数、39 低率終了日、40 督促状発行日、41 督促状停止日、42 督促状返戻日、43 督促状公示日、44 納税通知書返戻日、45 納税通知書公示日、46 不納欠損年月日、47 不納欠損額、48 繰越年度、49 繰越年月日、50 決算繰越本税額、51 決算繰越延滞金額、52 決算繰越督促手数料、53 時効予定日、54 収納履歴連番、55 還付充当区分、56 出納区分、57 金融機関名、58 支店名、59 口座種別、60 口座番号、61 口座名義人、62 還付発生事由、63 還付加算金、64 還付支払日、65 還付先識別番号、66 充当情報、67 充当元先賦課年度、68 充当元先調定年度、69 充当元先税目、70 充当元先徴収番号、71 充当元先事業年度開始日、72 充当元先事業年度終了日、73 充当元先申告区分、74 充当元先期別、75 充当元先金種、76 充当元先収納連番、77 歳入歳出区分、78 更正年月日、79 更正事由、80 更正順番、81 事業年度開始日、82 事業年度終了日、83 申告区分、84 申告年月日、85 確定申告日、86 更正決定年月日、87 指定納期限、88 延長申告期限、89 更正請求日、90 申告期限延長月数、91 申告基準日、92個人番号